

府中町学校運営等についての調査検討委員会の答申における
「再発防止に向けての提言」を受けての取組について

平成 28 年 12 月 6 日
教育委員会

1 調査検討委員会の答申における「再発防止に向けての提言」

(1) 学校運営体制について

1) 組織的な学校運営体制の確立とその点検評価

- ・管理職，各部主事・主任，各教員等による各々の責任・役割の認識
- ・校長的的確なリーダーシップの下で組織的な学校体制の確立

2) 適切な学年経営の確立

- ・学年主任によるリーダーシップの発揮
- ・学年団全員の忌憚のない意見交換を前提とした最大限の合意形成

3) 適正な情報管理の徹底

- ・各種会議や生徒指導，進路指導上の重要な指導事項に係る記録の速やかな作成及び保管
- ・記録の正誤等の確認が徹底できる体制の確立

(2) 進路指導・生徒指導について

1) 推薦・専願基準とその運用プロセスの見直し

- ・運用ルールの策定と全職員での共有化及び生徒・保護者への十分な周知

2) 進路指導や生徒指導等に関する保護者・生徒との情報共有化の改善

- ・重要な情報を保護者・生徒と共有化するための伝達や相談の基本方針の確立

3) 生徒指導の前提となる教員と生徒との信頼関係の確立

- ・生徒指導における「愛と信頼に基づく教育的関係」の成立についての点検及び状況の改善

4) 教育相談体制の充実

- ・担任・顧問等に相談しづらい場合の窓口としての教育相談体制の充実
- ・不登校等の学校不適応生徒に対する援助・指導の在り方の見直し

5) キャリア教育の視点に立った進路指導

- ・「出口指導」「輪切り指導」にならない進路指導
- ・早い時期から主体的な進路選択が可能な準備状態を高めていく働きかけ

(3) 教育委員会について

1) 学校との情報共有化の促進及び学校への積極的な指導・助言体制の確立（町教委）

- ・学校との日常的な関係情報の共有及び速やかな指導・助言，援助ができる体制の構築

2) 緊急な改善措置のための体制づくり（町教委）

- ・必要な支援体制の整備及び即効性ある指導・助言，援助の徹底
- 3) 教員のメンタルヘルスケアの充実（町教委）
 - ・校長の助言・援助の状態の把握
 - ・既存の相談窓口の機能点検及びサポート体制の制度改善
- 4) 県教育委員会の指導・助言と支援体制の構築
 - ・県内全ての市町教委との緊密な連携による関係情報の共有化
 - ・速やかな指導・助言，援助を行える支援体制の構築
 - ・著しく均衡を欠く状況が生じないような指導・助言，援助の実施

(4) 入試（専願）制度について

- ・私立高校は専願に関することを募集要項に明示
- ・所轄部局による検討及び指導・助言
- ・各中学校の推薦・専願基準についての確認及び指導・助言

2 「再発防止に向けての提言」の内容に係るこれまでの主な取組等

(1) 当該校への取組・支援

- 西部教育事務所教育指導課長による継続的な学校訪問を通じた指導・助言
- 生徒指導集中対策指定校訪問による継続的な指導・支援
- 「推薦・専願の考え方」の作成に当たっての府中町教育委員会を通じた指導・助言
- 4月から加配教員4名及び非常勤講師2名の配置，9月から非常勤講師1名，12月から更に1名を常勤加配に振替え

(2) 公立学校全体に対する取組・指導等

- 「個人情報等の適正管理に係るチェックリスト」「組織的な学校経営に関するチェックリスト」「生徒指導チェックリスト」等のリストや資料「進路指導の在り方について」等を活用し，県立学校長会議・市町教育長会議等で指導
- 総括指導主事・学校経営相談員による，全ての学校（広島市を除く）への訪問指導を実施
- 校長研修及び教頭研修（小中学校，教育事務所別）や学校経営実践講座（初年校長，2年目校長）及び学校経営基礎講座（初年教頭，2年目教頭）において，学校経営の今日的課題，生徒指導，教職員の健康管理（メンタルヘルス），サービス管理など，管理職に求められる資質・能力を身に付けるための指導の実施
- 各主任研修において組織的な指導体制およびリーダーシップについて「組織的な学校経営に関するチェックリスト」を活用した演習による指導・助言
- ミドルリーダー育成セミナーや教育総合講座などにおいて，主任等や管理職に求めら

れる資質・能力を育成

- 校長会との連携による、県内中学校の進路指導の状況及び現場での推薦(専願)制度の状況の把握
- 各市町教育委員会との連携による各中学校の推薦・専願基準の有無等に関する把握
- 進路指導資料「進路指導の在り方について」を作成し、全中学校に配付するとともに、管理職研修、教務主任研修、進路指導主事研修において各校を指導
- 教員が子供と向き合う時間を確保することを目的とした業務改善の推進

3 課題

(1) 学校運営体制について

(a:組織的な学校運営に係る課題)

- 当該校においては、学年会を中心とした運営がなされており、前校長は、進路指導を事実上学年主任に任せ、学校全体を通じた組織的な進路指導体制の構築とその運用がなされていなかった。
- これまで、本県においては、新任校長の1年目研修、2年目研修等を通して、校長としての資質・能力の育成を図るとともに、全ての校長を対象に事務所主催の校長研修を行ってきたが、コミュニケーションスキルやチームとして機能する学校体制づくりなどの研修が不十分であった。このことから、管理職研修の内容について見直しを図るとともに、学校経営相談員による学校訪問指導を継続的に行い、各学校に応じたマネジメントに係る指導・助言を行うことが必要である。
- 当該校は、平成25年度から生徒指導集中対策指定校の指定を受け、生徒指導・学習指導・学校経営の三つの視点から取組を推進することにより、暴力行為発生件数の80%減を目指して取り組んできた。学校訪問指導においては、授業の状況把握や校長・生徒指導主事等との面談等を行い、学校の状況把握をした上で指導・助言を行ってきた。その中で、問題行動発生時には組織的な対応を行うよう担当指導主事が指導した際に、校務運営の中核を担う立場の教員から「どうせ(校長に)言っても無駄だから。」という発言があるといった、校長と教職員の関係に課題があると思われることなどについて、町教育委員会と課題を共有しながら指導してきた。

しかし、暴力行為発生件数が減少するなど表面的な荒れが収まったことで、さらに積極的な生徒指導を進めるという認識が十分でなく、学校をあげて取り組む体制になっていなかった。また、こうした状況について、県として把握が十分ではなかったため、課題の解決に至らなかった。

こうした問題点について適切な指導ができなかったことは、学校訪問指導の在り方に問題があったということであり、また、指導主事等の対応では十分でない場合においては、その情報を県教育委員会全体で共有し、庁内全体での指導体制を構築する必

要がある。

(b:適切な学年経営に係る課題)

- 当該学年団では、学年経営について特定構成員の発言の過度な影響があり、構成員間での納得性や同僚性・協働性が十分に確保されていなかった。本県では是正以降、主任の機能化のために主任研修を実施してきたが、分掌・学年をマネジメントするという視点での研修内容が十分ではなかった。今後、研修内容の充実を図り、主任層の一層の人材育成を推進していく必要がある。
- 当該学年団では、専願基準運用変更の議論において「納得できなかった」「(反対の)意見に耳を傾けてもらえなかった」等と振り返る教員もおり、同僚性・協調性に課題が伺えることから、業務上の悩みを抱える教員が、気軽に相談でき、自由に意見交換ができる場を学校の中に整備することができるよう、研修を通じて管理職や主任等を指導をしていく必要がある。

(c:適正な情報管理に係る課題)

- 生徒に関わる指導上の記録について適切な管理体制ができていなかったため、点検・確認・修正が適切に行われていなかった。

(2) 進路指導・生徒指導について

- (a) 当該校は、進路指導部が校務運営組織に位置付いておらず、進路指導主事が機能していなかったため、実質的に各学年任せになり、学年会のみで推薦・専願基準の運用を変更しようとするなど組織的な進路指導がなされていなかった。また、推薦・専願基準の運用変更について、保護者、生徒に説明せず、1、2年の非違行為を遡及適用し機械的に推薦・専願の可否を判断した。推薦・専願の可否を生徒管理の手段に結び付けるなど「キャリア教育の視点に立った進路指導」がなされていなかった。

県内では、一部の中学校において、担当学年と管理職のみで進路指導を行っている等の課題があるため、組織的な進路指導体制の構築をしていくよう各市町教育委員会を通じて徹底を図る必要がある。

- (b) 当該校においては、生徒のプライバシーに配慮した適切な環境で進路相談を行ってなかった。

県内の他の中学校においても同様の実態がないか、また、計画的な進路相談が行われているかについて、更に詳細な実態把握をし、適切な環境で計画的に進路相談を行うよう指導し、徹底を図る必要がある。

- (c) 当該校は、生徒指導体制を確立し暴力行為の起こらない学校づくりを推進する中で、問題行動に対しては、生徒指導の基準となる生徒指導規程等を整備し、この規程等に基づき毅然とした指導を行ってきた。その結果、平成27年度の暴力行為発生件数は0件であった。しかし、暴力行為発生件数を減少させることに重点を置くがあまり、ルールを

守らせる指導を徹底しないと学校が崩れてしまうといった意識が強くあったため、一人一人の生徒の心を育て、生徒の心に寄り添い、将来、社会において自己実現できるような指導・支援を行うという視点が欠落していた。当該校のみならず、すべての学校においてこの視点に立った指導を徹底する必要がある。

(3) 教育委員会について

- 当該町は管内7校の小規模な市町であり指導主事の配置も少なく、他の小規模な市町を含め、県の指導主事を重点的に派遣するとともに、市町の指導主事の資質・能力向上のための支援の充実を図る必要がある。
- 心の健康づくり計画を策定していない市町教育委員会がある等、教員のメンタルヘルスケアが効果的に行われているとは言えない状況があり、県全体で計画的な取組を促進する必要がある。

(4) 入試（専願）制度について

- 入試制度について、関係部局や公立中学校長会と連携して更に詳細な実態把握をし、それに基づいて、入試（専願）制度の在り方について協議を進めていく必要がある。

4 今後の取組

(1) 学校運営体制について

(a: 組織的な学校運営)

- 学校経営上大きな課題として捉えられる状況や、危機的な状況を把握した学校に対して、適宜庁内プロジェクトチームを編成し、機動的な指導支援を行う。
- 指導主事等の学校訪問において、学校状況を的確に把握し適切な指導・助言が行えるよう「学校訪問における学校経営の指導ポイント」を作成し、指導力の一層の向上を図る。
- 管理職研修において、学校の責任者である校長の職責を一層自覚させるとともに、校長の指導監督に基づき、組織的に機能する学校体制づくりを徹底させるため、組織マネジメントやリーダーシップなどの研修内容の充実を図る。
- 学年と分掌において、組織的な学校運営体制の確立を目指した点検評価を行い、すべての学校においてより実効性のあるものとなるよう、学校訪問指導及び市町教育委員会への指導・助言を通じて指導の徹底を図る。
- チェックリストを踏まえて改善を図った学校経営や体制について、学校評議員、学校関係者評価委員等による第三者の目で改めて点検評価を行うよう、県立学校長会議や市町教育長会議で指導を行う。
- 校長の「学校経営上の悩み」等について、指導主事が的確に学校状況を把握し、適切

な指導・助言を行うことができるよう、指導主事の指導スキルを向上させるために、指導主事等研修の充実を図る。

- 総括指導主事や学校経営相談員等の学校訪問により、引き続きチェックリストを踏まえた学校経営や体制の改善について、指導・助言する。

(b:適切な学年経営)

- 主任層に対するマネジメント研修の内容の充実を図り、マネジメントスキルの向上を図る。
- 総括指導主事及び学校経営相談員の学校訪問指導の際に、主任等との面接を通して、分掌・学年経営のスキルの向上を図る。

(c:適正な情報管理)

- 県立学校長会議，市町教育長会議を始め，各種会議や研修等様々な機会を捉えて，個人情報に係る不適切な事案から分析した改善策等を含め，各校における個人情報等の適正管理に係る再確認を行う。
- 教務主任研修において，個人情報に係る具体的な事例を基に改善策や留意点等の協議を行い，各校における個人情報等の適正管理の徹底を図る。

(2) 進路指導・生徒指導について

(課題の(a)・(b)に対応した取組)

- 組織的な進路指導体制における進路指導の推進，推薦・専願基準等の運用変更についての保護者・生徒への説明やキャリア教育の視点に立った進路指導については，県内の全ての中学校において概ねできている状況を確認している。しかし，一部の中学校において，進路指導主事が進路指導推進の中心として機能すること等に課題があることが明らかになった。

これらの課題や第三者委員会答申の内容を踏まえ，「推薦（専願）基準に係るガイドライン」を盛り込んだ「進路指導の手引」を作成する。

- 市町教育長会議において「進路指導の手引」について説明・周知し，その後，それを活用して各市町教育委員会担当者を対象とした研修等を実施する。

(課題の(c)に対応した取組)

- 児童生徒の望ましい成長を促し，児童生徒を「育てる」視点をもって生徒指導を進めるといった基本的な考え方を全ての教職員に周知するため，「児童生徒の心に寄り添った指導の在り方」についての生徒指導資料を作成するとともに，生徒指導主事等による校内研修の充実が図られるよう指導を徹底する。
- 児童生徒がいじめをはじめ，様々な心の悩みを相談する窓口を紹介する「教育相談窓口紹介カード」を作成し，県内の全ての児童生徒に配付する。
- 授業において，児童生徒の考え方を広げたり深めたりする「話し合い」などを授業展開

へ積極的に取り入れるとともに、特別活動においては、児童生徒自らが課題を発見し、解決するといった主体的な活動を推進するなど、全ての教育活動において、「心の居場所」や「仲間との絆」が実感できる取組を推進する。

- 進路指導主事研修において、キャリア教育の基本的な考え方及び生徒や保護者との相談・連携体制の確認とともに、各校の進路指導体制の状況を事前課題で把握し、計画的・組織的な進路指導体制の確立に向けて協議を行い、進路指導の充実を図る。

(3) 教育委員会について

- 新たに作成する「進路指導の手引」「生徒指導資料」等を踏まえ、県教育委員会の指導主事等が、全ての中学校（広島市を除く）を訪問し、改めて学校状況の把握を行うとともに、指導・助言を行う。
- チェックリストの項目に係る取組が全ての学校においてより実効性のあるものとなるよう、学校訪問指導及び市町教育委員会への指導・助言を通じて指導の徹底を図る。
- 小規模な市町に、県の指導主事を重点的に派遣するとともに、全ての市町の指導主事の資質向上を図るための、年5回開催している研修会の内容の充実を図る。
- あらゆる機会を通じて、各市町教育委員会に対し計画的にメンタルヘルス対策に取り組むよう指導・助言を行う。
- 市町教育委員会における、各種研修・会議等の内容の報告状況や学校への指導・還元状況を確認するなど、県教育委員会からの指導内容の周知徹底を図る。
- 各市町教育委員会が設置者として、所管する学校の課題や取組等を正確に把握した上で適時適切に指導・助言できるよう、担当指導主事会議等を通じた市町教育委員会への指導の充実を図る。

(4) 入試（専願）制度について

- 私立中学高等学校協会や公立中学校長会と県との連携を進め、入試（専願）制度の在り方等について検討する。



組織的な学校経営に関するチェックリスト

	内 容	十分 あてはまる	概ね あてはまる	一部 あてはまる	当てはま らない
1	全ての教職員が自校の課題を共有している。				
2	全ての教職員が学校経営目標を共有している。				
3	全ての教職員が入学から卒業までを見通した教育計画を共有している。				
4	校務運営会議・企画委員会、部会等において活発に議論している。				
5	校内組織及び部員数等を、年度毎に検証し、必要に応じて変更している。				
6	主任及び教職員のそれぞれの役割と責任を明確にしている。				
7	分掌組織、学年組織、委員会組織が連携し、一体となって学校経営目標の達成に向かって取り組んでいる。				
8	学校経営目標の達成に向けた取組の立案に全ての教職員が参画している。				
9	校内のリスク情報が速やかに管理職に伝わるシステムができている。				
10	教職員間で業務の手助けなど、互いに頼みやすい雰囲気がある。				
11	管理職が教職員の業務の進捗状況を把握している。				
12	管理職が教職員の業務の優先順位を適切に指示している。				
13	管理職が必要に応じて業務分担の見直しや進度調整等をしている。				
14	管理職が日頃から教職員の意見や思いを聴き、適切に支援している。				

参考資料2

個人情報等の適正管理に係るチェックリスト

	項 目	十分 できている	どちらかといえば できている	どちらかといえば できていない	ほとんど できていない
1 体制・ システム の確立	個人情報及びその取扱いについての共通認識ができている。				
	情報管理の仕組みや手順について教職員間で確認ができている。				
	個人情報の取扱いに関して、チェック体制は機能している。				
	個人情報の取扱いに関する研修会等を定期的実施し、教職員に周知徹底している。				
	管理職を始め、関係分掌等の主任等は個人情報の取扱いに関する注意喚起を適切な時期に繰り返し行っている。				
	個人情報に関わる資料・データの確認は、複数の者で複数回実施している。				
2 適切な 保管・ 管理・ 運用	個人情報に関わる資料・データを校外へ持ち出す場合、管理職の了承を得て、適切な手続きを行っている。				
	個人情報を保管する場合、鍵のかかる場所に保管している。				
	個人情報に関わる資料・データについては、机上等に放置することなく、所定の場所に整理して保管している。				
	個人情報に関わる文書等を移動させる場合、ファイルに綴じたり、封筒等に入れたりしている。				
	個人情報に関わる文書等を引き継ぐ場合、相手に直接手交するとともに、記録に残している。				
	個人情報を取り扱う場合、期限までに時間的ゆとりを確保するなど時間を十分にとり計画的かつ慎重に行っている。				
	出席簿など原簿となる資料を明確にし、それとの照合により、個人情報を確認している。				
	メール等を使用する場合、資料・データ等については、パスワードをかけるなど、細心の注意を払って扱っている。				

進路指導の在り方について

平成 26 年 4 月
広島県教育委員会

1 進路指導とは

変化の激しい社会の中で、生徒たちは、「生きる力」を身に付け、それぞれが直面するであろう様々な課題に柔軟かつたくましく対応し、社会人として自立していかなければなりません。

進路指導は、生徒が将来の社会生活についての理解を深め、自らの在り方や生き方を考えながら、将来に対する目的意識を持ち、自らの意志と責任で進路を選択決定する能力・態度を身に付けることができるよう、指導・援助する生き方の指導であり、キャリア教育の中核をなしています。

各学校においては、キャリア教育の視点に立ち、教職員の共通理解を深め、一人一人の生徒を大切に、その可能性を十分に伸ばせるよう、学校の教育活動全体を通じ、系統的、計画的、組織的に行うことが大切です。

2 進路指導の推進

(1) 校内指導体制の確立

進路指導は、校長の方針の下、全教職員の共通理解と協力的な組織体制において進められることが必要です。そして、進路指導主事を中心とした進路指導の組織が、学校全体の中に適切に位置付けられ、機能化が図られているかを十分に検討する必要があります。

進路指導に当たる教員、とりわけ学級担任は、進路指導に必要な専門的な知識や指導技術あるいは見識などの向上に努め、よりよい指導を実践するための研修を重ねる必要があります。そのためには、進路指導に関する学年あるいは学校単位の研修会等を積極的、計画的に進めるとともに、指導内容の研究や事後の反省・評価、その他自己研修等を行うことが大切です。

また、進路指導上の重要な記録については、速やかに作成・保管し、管理職及び進路指導主事等による、情報管理を徹底する必要があります。

(2) 進路指導主事の役割

進路指導主事は、進路指導の推進の中心であり、校長の監督を受け、進路指導の計画や運営の状況について、絶えず確認・評価し、その改善・充実を図るとともに、教職員間の連絡調整、関係教職員に対する指導、助言に当たります。

そのためには、今日的な課題について理解を深め、進路指導に関する知識・理解、指導技術について、一層専門性を高め、リーダーとしての資質を向上することが大切です。

(3) 学級活動における進路指導

- ア 学級活動における計画の立案に当たっては、卒業学年だけでなく、入学時から卒業まで見通しをもって生徒一人一人のキャリア発達を促すために、系統的、計画的に進路に関する指導を行うことが大切です。
- イ 指導に当たっては、具体的事例や資料等を十分に活用し、生徒が進路の学習に主体的に取り組むことができるよう留意することが大切です。

(4) 進路に係るガイダンス機能の充実

現在及び将来の生き方を考え、主体的に進路選択を行う能力を育成するためには、適切な情報提供や説明、各種の援助・相談活動といった、ガイダンス機能を充実させることが大切です。

- ア 進路相談は、自己理解を深め、進路に対する関心を高め、自己の人生設計とそれに伴う進路選択の能力、進路先における適応能力、進路に関する問題解決の能力などを養うことを目指して行う援助です。

進路相談を効果的に行うためには、教員と生徒との相互理解を深め、信頼関係を築く必要があります。そのため、教員は日頃から生徒と接する機会を大切にし、教員と生徒の人間関係づくりに努めることが必要です。

- イ 進路選択に関する面談については、計画的、継続的に実施することが大切です。
- ウ 進路相談や進路選択に関する面談で得た個人情報については、適切に管理する必要があります。
- エ 学校の進路指導の方針等については、入学時から適切な時期を捉えて、PTA総会や懇談会等で保護者に周知し、理解を得ることが大切です。

(5) 関係機関との連携

- ア 生徒の状況等を把握し、生徒の進路を実現するため、生徒が進学を希望する学校や職業安定所等と必要に応じて連携し、情報・資料等を得ることが大切です。
- イ 生徒が進学先や就職先でよりよく適応できるように、学校や事業所等と十分連携を行うことが大切です。

(6) 啓発的体験活動

個々の生徒がしっかりとした勤労観・職業観を身に付け、自らの生き方を深く考え、主体的に進路を選択できるようにするために、職場見学・職場体験等、進路に関する啓発的な体験活動の推進を図ることが大切です。

生徒指導の充実

生徒指導は、児童生徒に望ましい生き方を身に付けさせるための重要な機能である。また、生徒指導は、児童生徒の人格を尊重し、個性の伸長を図るとともに、個々の特性を生かしつつ、集団生活や社会生活を円滑に進めていけるような資質や能力の向上を図るものである。

児童生徒が自ら判断し、行動し、その結果に責任をもつという自己指導能力を育成することが生徒指導の目標である。

1 生徒指導

(1) 自己指導能力の育成

自己指導能力を育成するためには、次の三つの機能をあらゆる教育活動に生かすことが重要である。

○ 自己決定の場を与える

児童生徒が、決められたルールを守り、自分自身で責任が取れる範囲内で、自らが行動を選択し、その行動に責任を取る機会を与えることである。

○ 自己存在感を与える

児童生徒一人一人は、かけがえのない存在であり、一人一人の存在を大切に
する指導のことである。また、自己存在感は、他者とのかかわりの中で見い
だされることもあることから、望ましい集団づくりが重要である。

○ 共感的人間関係を育成する

教職員と生徒及び生徒同士が、相互に尊重し共感的に理解し合う人間関係を
育成することである。

(2) 生徒指導の在り方

今日、児童生徒の問題行動が社会問題となる中で、生徒指導はともすれば表面的に
現われた問題行動そのものへの対応といった側面のみが強調され、対症療法的な指導
になりがちである。

しかしながら、本来の生徒指導は、児童生徒一人一人の健全な成長を促し、児童生
徒自らが現在及び将来における自己実現を図っていくための自己指導能力の育成を
目指すという積極的な意義を踏まえ、問題行動の有無にかかわらず、すべての学校で
取り組む必要がある。

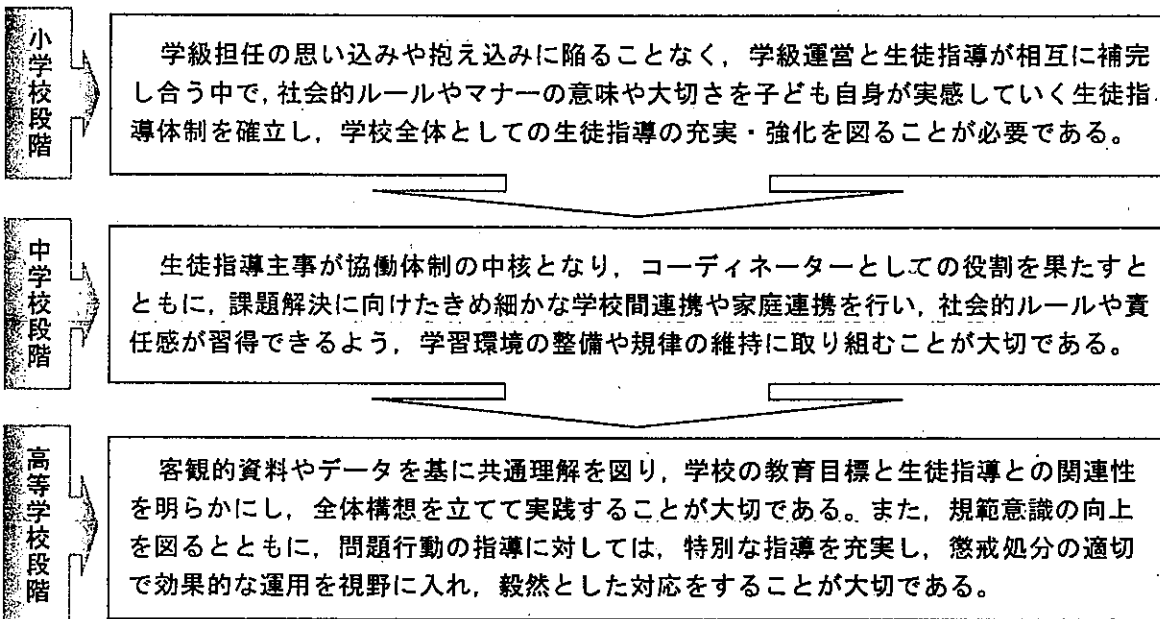
そのため、学習指導の場を含む学校生活のあらゆる場を通じて、児童生徒に自己選
択や自己決定の機会を与え、その過程において、児童生徒が、将来、社会の一員とし
て、集団の中でルールを守り、個性を發揮し社会に貢献するという人間としての在り
方・生き方を身に付けるよう適切に指導・支援を行うことが重要である。

生徒指導の在り方・進め方として大切なことは、ルールを守らず他者に迷惑をかけ
るなどの行為に対しては、毅然とした粘り強い指導を丁寧に行うとともに、教職員が
児童生徒の心に寄り添い、今後の生き方などを共に考え、共に困難を乗り越えようと
する姿勢である。

2 生徒指導体制の確立

生徒指導体制の確立とは、校長のリーダーシップのもと、生徒指導主事をコーディネーターとして、すべての教職員が指導方針・指導計画等について共通認識をもつとともに、それぞれの役割を明確にした上で、報告・連絡・相談・確認等を確実にやり、組織として一貫性を持ち、徹底した指導を継続的に行うことができる状態のことである。

(1) 各発達段階における生徒指導体制の在り方



(2) 生徒指導体制の自己評価

生徒指導の充実のためには、すべての教職員が、児童生徒一人一人に対して、あらゆる機会を通じて自己指導能力の育成を目指す指導を行うことが大切である。

そのため、「指導の計画 (PLAN)」、「実際の指導 (DO)」、「指導に対する評価 (CHECK)」、「指導の改善 (ACTION)」を組織的に行う必要がある。

指導に対する評価を行う際には、指導計画や実際の指導そのものについて振り返るとともに、日常の教育活動や生徒指導体制を項目化して点検することが効果的である。

各学校では、実態に合わせて、生徒指導体制点検表を作成し、組織として、また、教員一人一人が自己評価 (分析) を行うことが大切である。

また、保護者や地域住民などの学校関係者による評価委員会や外部の専門家による客観的な第三者評価に委ねることで評価の信頼性が高まる。

これらの評価を基に、各学校の生徒指導体制について検討・見直しを行い、次の指導計画の作成及び実際の指導に役立てるようにする。

(3) 教育相談体制の確立

ア 児童生徒が、気軽に悩みや不安を相談できる体制づくりを進める。

イ すべての教職員がカウンセリングマインドをもち、児童生徒に自発性・自律性・自主性が醸成されるよう指導することが大切である。

ウ 教育相談体制を充実させるために、次のような取組が考えられる。

- 校務分掌に教育相談を位置付ける。
- 教育相談部、生徒指導部及び担任の相互の連携や相談機関との連携の在り方について、全教職員に周知し、積極的な連携を図る。
- 子育て座談会や子ども理解を深めるための講演会等保護者研修会を企画し、保護者の教育相談に対する理解を深める。
- 構成的グループ・エンカウンター等の研修会を開催し、積極的生徒指導やカウンセリングのスキルの向上を図るとともに、児童生徒へ積極的に実施し、自己肯定感や自己存在感の育成に努める。

(4) 開かれた学校づくりの推進

家庭・地域・学校が一体となって、児童生徒の豊かな人間性の向上を図るために、学校が、地域貢献や情報提供を積極的に行うなど信頼関係を構築することが重要である。

ア 目標や方針等はあらかじめ児童生徒、保護者及び地域住民に十分説明し、その理解を得て、協力体制を作っておくことが大切である。(学校説明会、体験入学、入学時説明会、保護者会、地域懇談会、学級懇談会等)

イ 学校通信等を発行したり、ホームページ等に公開したりして、学校の情報を積極的に広報するとともに、電子メールや電話等で意見を聞く窓口を設けておく。

ウ 地域の行事に参加し、地域と連携した教育内容づくりを工夫する。

エ 上記アで説明した目標や方針について、取組の結果をホームページ等で公開するなど説明責任を果たす。

3 命を守る教育

青少年期の心の健康は、その後の人生の基礎となる重要な課題であり、児童生徒の自殺予防など、児童生徒の命を守る指導の充実が必要となっている。

(1) 命の教育の意義

命の教育とは、命の大切さについて考えさせる指導であり、児童生徒が生や死の意味について真剣に考え、かけがえのない命や人生が一度しかないことについて理解し、命の大切さとともに生きる喜びを実感できるよう指導することが大切である。

ア 命を取り巻く危機的状況について

暴力行為・いじめ・薬物乱用・デートDV・自傷行為・自殺など、他者や自分自身を傷つける児童生徒が後を絶たない。その背景として、少子化や核家族化、都市化など、急激な社会変化の中で、児童生徒が家族の誕生や親族の死など、命に係わる重要な場面に直接触れる機会や体験が極端に少なくなっていることが指摘されている。

イ 命の教育を進める視点

道徳の時間はもとより、総合的な学習の時間や各教科の中で、また、特別活動等との関連も図りながら、生と死や命に関わるテーマを立て、教育課程全体を見渡して、命の教育に取り組むことが求められる。

実施に当たっては、次の点に留意する必要がある。

- 児童生徒が自分自身を価値ある存在として認め、自分自身を大切に思う自尊感情をはぐくむ。
- 命の大切さを実感できるような自然や人と豊かに関わる体験活動の充実を図る。
- 児童生徒個々の発達の段階に配慮する。
- 教員自身が生と死や命に向き合う自らの姿勢を問い直すための研修の充実を図る。

(2) 児童生徒の自殺の防止について

ア 自殺の危険を感じた場合の対応

自殺の危険を察知した場合の対応としてTALKの原則がある。これは、「Tell」、「Ask」、「Listen」、「Keep safe」の頭文字をとってまとめたものである。

- [T] 子供に向かって心配していることを言葉に出して伝える。
- [A] 真剣に聞く姿勢があるならば、自殺について質問しても構わない。
これが自殺の危険を評価して、予防につなげる第一歩となる。
- [L] 傾聴する。叱責や助言などをせずに子供の絶望的な訴えに耳を傾ける。
- [K] 危険を感じたら、子供を一人にせず一緒にいて、他からの適切な助言を求める。
自殺未遂に及んだ事実があるならば、保護者に知らせて、子供を医療機関に受診させる必要がある。

イ 子供に必要な自殺予防の知識

ひどく落ち込んで解決が難しいと思われる問題が起こったとき、もちろん自分の力で乗り越えようとするのは大切だが、他者に相談できることも生きていく上で素晴らしい能力だということを普段から伝えておくことも大切である。

「死にたい」と打ち明けられたら、その友達の気持ちを大事にしながら話を聴き、信頼できる大人につなぐことがとても大切であるという点を強調する。子供の場合、相手に同調することでともに自殺の危険が増してしまう場合も考えられるからである。

自殺予防のための相談機関や医療機関にはどのようなものがあるか、普段から知っておくことも必要である。日頃から解決のための選択肢を増やしておくことは、死を考えるほど行きづまったときに命を救うことになる。

4 心の回復力を育成する指導

子供を取り巻く環境が複雑で多様化する中で、困難な状況に対峙し、立ち直っていく力を児童生徒に身に付けさせるため、レジリエンス（心の回復力）を育成する指導の充実が必要である。

(1) レジリエンス（心の回復力）

アメリカ心理学会では、レジリエンス（心の回復力）のことを「逆境やトラブル、強いストレスに直面したときに、適応する精神力と心理プロセス」と説明している。心の回復は、子供の生まれつきの特徴や形成された能力だけで達成できるものではないため、心の回復力は子供の力と子供を取り巻く環境の支援が一体になってつくられる合成的な力だと言える。

(2) レジリエンスを鍛える3つのステージと7つの技術

ステージ		技術	段階
第1	ネガティブ感情に対処する	第一	ネガティブ感情の悪循環から脱出する
		第二	役に立たない「思いこみ」をてなずける
第2	レジリエンス・マッスルを鍛える	第三	「やればできる！」という自信を科学的に身に付ける
		第四	自分の「強み」を活かす
		第五	こころの支えとなる「サポーター」をつくる
		第六	「感謝」のポジティブ感情を高める
第3	逆境体験を教訓化する	第七	痛い経験から意味を学ぶ

(3) 取組の充実

レジリエンスを養うためには、日々の教育活動の中で児童生徒の状況を的確に把握し、適切な声かけを行ったり、定期的な個別面接や児童生徒が相談しやすい環境を整えたりするなど、組織としての意図的・計画的な取組が求められる。そのためには、授業や特別活動等すべての教育活動を通して、小さな成功体験を味わう機会を与えたり、体験を振り返らせ、友達等と共有させたりするなどの具体的な取組を一層充実させることが必要である。

生徒指導チェックリスト

No.	項目	十分できている	半分以上できている	足りていない	ほとんどできていない
1	あいさつ等マナーの指導をし、児童生徒に積極的に声をかけているか				
2	指導基準を文書化し全教職員に配付するなど、指導の統一を図っているか				
3	欠席・遅刻・早退した児童生徒の保護者に連絡をしているか				
4	始業ベルと同時に授業を開始しているか				
5	教室内の机の整頓や、教室や廊下等にゴミやプリント類を落とさせない環境づくりをしているか				
6	掲示物の破れやはがれ、落書きなどがあればすぐに修復しているか				
7	問題を見つけたときに見逃さず指導しているか				
8	全教職員を対象に校内生徒指導研修会を実施しているか				
9	校長・教頭等への報告、連絡、相談できる体制があるか				
10	PTA総会、保護者会等で学校の指導方針を保護者に十分説明しているか				
11	組織として問題行動を把握し、対応の記録を残しているか				
12	忘れ物をなくす指導をしているか				
13	登・下校指導を実施しているか				
14	学級日誌や班ノートを利用するなどして児童生徒理解を深めているか				
15	生徒指導部会を定期的開催しているか				
16	年間、学期及び月ごとの指導計画及び指導目標を作成しているか				
17	学校行事及び児童会または生徒会活動に児童生徒が積極的に参加しているか				
18	児童生徒がクラブ活動または部活動に積極的に参加しているか				
19	児童生徒作品を校内に掲示するなど児童生徒の自己表現の場を確保しているか				
20	問題行動等の未然防止のため、校内巡回指導を行っているか				
21	生徒指導規程の内容が適切なものとなるよう、適宜その見直しを行っているか				
22	警察等の関係機関と定期的に連携を図っているか				
23	近隣の他校種との連絡会を実施しているか				
24	校内に花を植えるなど積極的に美化活動をしているか				
25	全校児童生徒を対象に非行防止教室を実施しているか				
26	問題行動等に対応できる危機マニュアルを作成しているか				
27	保健室等に用事のない児童生徒が集まることのないよう指導しているか				
28	教職員の服装は普段からふさわしいものとなっているか				
29	いじめ防止等に係る委員会を定期的開催しているか				
30	課題のある児童生徒への支援のため個別の指導計画を作成しているか				

※あてはまる欄に1を記入する。